

**資料 42-1**

科学技術・学術審議会  
研究計画・評価分科会  
宇宙開発利用部会  
ISS・国際宇宙探査小委員会  
(第 42 回)

宇宙開発利用部会 国際宇宙ステーション・国際宇宙探査小委員会の設置について

令和3年6月28日  
科学技術・学術審議会  
研究計画・評価分科会  
宇宙開発利用部会

1. 設置の目的

我が国をはじめとする国際宇宙ステーション(以下「ISS」という。)参加極は、ISS を 2024 年まで運用継続することに合意しており、ISS を含む地球低軌道における我が国の 2025 年以降の活動については、宇宙基本計画において、「各国の検討状況も注視しつつ、その在り方について検討を進め、必要な措置を講じる」とされている。これを受け、第 10 期の宇宙開発利用部会において、「ISS を含む地球低軌道活動の在り方に関する中間とりまとめ」をとりまとめ、2025 年以降の ISS 運用延長の可否判断に当たって必要な検証項目を整理した。

また、我が国は、令和元年 10 月に、国際宇宙探査計画「アルテミス計画」への参画を政府として決定し、令和2年 12 月には、アルテミス計画の中核をなす月周回有人拠点「ゲートウェイ」のための了解覚書を我が国政府と米国航空宇宙局との間で締結した。

これらの状況を踏まえ、ISS を含む地球低軌道活動の在り方や、国際宇宙探査計画の具体的な推進方策等について、文部科学省としての考え方を明確にするべく、宇宙開発利用部会運営規則第2条第1項に基づき、宇宙開発利用部会の下に国際宇宙ステーション・国際宇宙探査小委員会(以下「小委員会」という。)を設置し、様々な観点から調査検討を行う。

2. 調査検討事項

- (1) ISS を含む地球低軌道活動の在り方について
- (2) 国際宇宙探査計画の具体的な推進方策等について

3. 設置期間

小委員会の設置が決定した日から令和5年2月14日までとする。

4. その他

小委員会の運営に関し必要な事項は、科学技術・学術審議会令、科学技術・学術審議会運営規則、研究計画・評価分科会運営規則及び宇宙開発利用部会運営規則によるものとする。